

平成30年10月1日規程第43号

## 国立研究開発法人国立がん研究センター東病院運営会議規程

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立がん研究センター会議及び委員会等規程（平成22年4月1日規程第70号）第4条第1項の規定に基づき東病院運営会議（以下、「運営会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

### (運営会議の審議事項)

第2条 病院の運営の方針、中期計画、予算及び決算その他の病院の運営に関する重要な事項については、運営会議において審議するものとする。

- 2 審議の概要を従事者に周知するものとする。
- 3 運営会議の審議事項が、国立研究開発法人国立がん研究センター理事会規程第2条各号に掲げる審議事項に該当する場合には、理事会の審議を経るものとする。

### (運営会議の構成)

第3条 運営会議の構成員は、会議及び委員会等規程第2条に基づく別紙1に掲げる者とし、議長は東病院長とする。

- 2 議長が必要と認める者（外部有識者を含む）は、第1項の構成員に関わらず会議に参加させることができる。

### (その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。